

学校給食における 食物アレルギー 対応指針

- 
- 1 食物アレルギー対応委員会
 - 2 対応申請の確認から対応開始まで
 - 3 献立の作成と検討
 - 4 給食提供 体制づくり・調理作業
 - 5 教室での対応

平成27年3月



文部科学省

Ⅱ 解説

1

食物アレルギー対応委員会

1 設置の趣旨・委員構成

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促します。

【委員構成例と主たる役割例】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員

- ・ 副校長・教頭（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
- ・ 教務主任・主幹教諭（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- ・ 養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員（給食調理・運営の安全管理、事故防止）
- ・ 保健主事（教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐）
- ・ 給食主任（栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底）
- ・ 関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加えます。

2 給食対応の基本方針の決定（単独・共同・直営・委託等の実態に応じて）

学校給食に係る環境は、以下のような状況によりそれぞれに異なります。委員会では、市区町村教育委員会等の統一的な対応方針と個々の状況を踏まえ、給食対応の基本方針を決定し

ます。また学校給食における様々な取決め、ルール、マニュアル等の協議、決定を行います。

- ・調理場（単独又は共同調理場）
- ・調理方式（直営又は委託調理等）
- ・調理施設の状況（専用調理室や作業スペースの設置）
- ・人的配置状況
- ・対応を必要とする児童生徒数 等



3 面談における確認事項

- ・面談の日程や実務者、参加者を決定します。
- ・面談結果から個別の取組プラン案を作成する者を決定します。
- ・面談で聴取すべき項目を決定します。
- ・保護者に、教育委員会等や学校の基本方針と対応内容について説明し、理解を得ます。

○面談の主な項目例

※面談は、学校生活管理指導表や事前に保護者から提出を受けた調査票等に記載された事項について補うとともに、学校の基本方針を理解してもらうための良好な関係を築く場にもなります。

【聴取する事項】

- ・過去食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ・家庭での対応状況
- ・当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき必要事項
- ・薬（エピペン®等）の持参希望の有無
- ・緊急時の対応連絡先・方法
- ・学級内の児童生徒並びに保護者へ当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得ること 等

【情報提供する事項】

- ・給食提供の可否（完全提供・対応食提供・当日の献立による部分提供・弁当対応等）
- ・給食献立並びに詳細な食材情報の提供
- ・持参する弁当の学校での保管場所・方法（職員室内専用冷蔵庫等）
- ・薬（エピペン®等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法等）
- ・緊急時の対応 等

4 対応の決定と周知

- ・個別の取組プラン案をもとに、個々に給食対応の詳細を決定します。
- ・決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるように周知します。
- ・保護者に決定内容を伝え、了解を得ます。

5 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

事故の把握と把握のためのシステムを構築します。

事故原因の究明をします。まず、関係者の聞き取りを行います。原因が判明したら、危機管理体制に基づく的確な行動ができたかを検証し、防止策を協議・決定し、周知運用をします。

すべての事故及びヒヤリハットの事例について、市区町村教育委員会等へ報告します。

事故防止のために、

- ・校内危機管理体制を構築します。
- ・関係機関と連携を進めます。
- ・全職員を対象に、対応訓練や校内外の研修を企画・実施します。

6 委員会の年間計画

学校行事等を踏まえ、食物アレルギー対応について、計画的に進めることが必要です。
(参考例)

○市区町村教育委員会等とのかかわり ☆小学校関係 ★中学校関係 ・共通

月	実施内容	関連行事と 市区町村教育委員会等とのかかわり	
4	・個別の取組プランの決定と共有 ・給食運営実施について共通理解	○市区町村教育委員会等による方針の各学校への説明	学校給食実施状況把握
5	・食物アレルギー対応研修会（エピペン [®] 実技研修を含む） ○食物アレルギー対応の実態報告		
6		○市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会 (実態や事故の検証、方針やマニュアル等について検討)	
7	・1学期の学校給食実施結果		
8		○市区町村教育委員会等から、事故の検証や方針やマニュアルなどの検討結果を学校へ周知	
9	・2学期の学校給食対応		
10	☆次年度入学予定児童へのアレルギー調査 ★次年度入学予定生徒へのアレルギー調査と小中学校の情報交換	☆就学時健康診断（小学校）	
11	☆★食物アレルギーを有する児童生徒（在校生）と入学予定児童生徒へ学校生活管理指導表の提出を依頼		
12	★生徒の個別調査面談の実施 ・2学期の学校給食実施結果	★入学説明会（中学校）	
1	・3学期の学校給食対応		
2	☆入学予定児童の食物アレルギー対応 ☆児童の個別調査面談の実施 ☆保幼小連携・情報交換 ○市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会へ支援してほしいことを提案	☆入学説明会（小学校） ○市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会 (対応の判断に迷う児童生徒や、施設や調理員の数などについて支援内容を検討)	
3	○市区町村教育委員会等の支援の回答や児童生徒の個別調査に基づき個別面談の実施。個別の取組プラン案の作成・仮決定・共有 ・3学期・年度末の学校給食実施結果 ・次年度学校給食実施計画		

※年度途中の転入者には、その都度情報提供・収集し、必要に応じて個別対応を行う。